

# 重要事項説明書

## (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設サザン一宮
- ・開設年月日 平成 18 年 4 月 3 日
- ・所在地 愛知県一宮市北小渕字道上 5 5 番地 1
- ・電話番号 (0586) 75-5559 ・ファックス番号 (0586) 75-5524
- ・管理者名 施設長 加藤 昌弘
- ・介護保険指定番号 2352280065 号

#### (2) 施設の目的と運営方針

要介護状態・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

#### (3) 施設の職員体制

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・ 管理者                    | 1 人   |
| ・ 医 師                    | 1 人以上 |
| ・ 理学療法士、作業療法士<br>又は言語聴覚士 | 1 人以上 |

#### (4) 営業日及び営業時間

- ・毎週月曜日から土曜までの 6 日間を営業日とする。ただし、1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日を除く。
- ・営業日の午前 9 時から午後 5 時までを営業時間とする。

#### (5) 事業の実施地域

一宮市全域

### 2. サービス内容

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目的と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画・介護予

防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付します。

### 3. 利用料

#### (1) 基本料金およびその他の料金

利用料は法令に定められた額を徴収します。介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度（要介護1～要介護5）、負担割合証の負担割合（1割～3割）、によって利用料が異なります。各種料金については、別に定める「料金表」の通りとなります。

また、介護報酬単位は1単位10.33円で算定し、表記は1日あたりの値段を小数点以下切り上げで計算をしていますので、1ヶ月計算の場合には料金表に定める金額と多少の誤差が生じます。

#### (2) その他の料金

##### ① 交通費

事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問するための交通費の自費が必要です。

- ・実施地域を越えてから、片道3km未満の場合      300円
- ・実施地域を越えてから、片道3km以上の場合      1kmあたり100円加算

#### (3) 支払い方法

- ・毎月月末に締切り、翌月の18日頃に請求書を送付します。
- ・お支払い方法は、原則として口座引き落としをお願いします。
- ・ご利用翌月の27日（金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）に指定口座より引き落とされますので、口座残高を必ずご確認ください。
- ・口座引き落とし手続きは、毎月20日までに預金口座振替依頼書を提出いただくことで、当月分の支払いが翌月より引き落とし可能となります。  
手続き完了までは、1階受付窓口にて現金でお支払い下さい。
- ・引き落とし金額は、施設利用料・レンタル代（テレビ等）・孝友クリニック受診費・孝友クリニック入院費・立替え料金を含みます。
- ・預金通帳表示には「DF.コウユウカイ」と印字されますのでご承知下さい。
- ・領収書は、次回請求書に同封します。
- ・残高不足等で引き落としができなかった場合、翌月10日までに受付（1階事務室）にて現金でお支払い下さい。その際、手数料として220円を併せて請求させていただきます。正当な理由なくお支払いいただけない場合、契約書第14条に基づき、契約解除となりますのでご注意ください。

### 4. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 5. 要望及び苦情

### (1) 当施設の相談窓口

要望や苦情につきましては支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（電話 0586-75-5525）

### (2) 当施設以外の相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内苦情相談室

月曜日～金曜日 9時～17時 （直通052-971-4165）

一宮市役所 介護保険課

月曜日～金曜日8時30分～17時15分（直通0586-85-7017）

## 6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・保険証、老人手帳、介護保険被保険者証等の確認をしますので、毎月、月初めにはご提示下さい。